

## 船舶事故調査報告書

令和元年8月7日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 佐藤 雄二（部会長）  
 委員 田村 兼吉  
 委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員死亡
発生日時	平成31年3月29日 12時50分ごろ
発生場所	秋田県由利本荘市本荘港北方沖 羽後本荘港防波堤灯台から真方位354° 2.4海里（M）付近 （概位 北緯39° 25.9′ 東経140° 00.3′）
事故の概要	漁船 <sup>えびす</sup> 恵比須丸は、たこ箱漁の漁具の投入作業を行いながら南進中、船長が落水して溺死した。
事故調査の経過	平成31年4月2日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 恵比須丸、3.5トン AT3-7975（漁船登録番号）、個人所有 8.90m（Lr）×2.65m×0.74m、FRP ディーゼル機関、275.80kW、昭和62年2月12日 第210-58663号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長 男性 55歳 二級小型船舶操縦士 免許登録日 平成19年3月16日 免許証交付日 平成28年9月5日 （令和4年4月16日まで有効） 甲板員 男性 87歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年1月9日 平成27年5月12日をもって失効していた。
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 3、視界 良好 海象：波向 北北西、波高 約1.0m、水温 約9℃
事故の経過	本船は、船長及び甲板員が乗り組み、平成31年3月29日12時30分ごろ、たこ箱漁の操業を行う目的で、由利本荘市本荘漁港を出港し、12時45分ごろ、本荘港北方沖の漁場に到着して操業を開始した。

甲板員は、操舵室の後部外壁に設置された舵輪、クラッチ及びガバナレバーをそれぞれ操作し、主機を微速力前進として手動操舵により本船を南進させていた。

船長は、後部甲板の右舷側最後部付近で漁具の投入作業を行っていた。

甲板員は、12時50分ごろ、船長の叫び声を聞いて振り返ったところ、落水した船長を認め、主機を後進に操作して本船を船長に接近させた。

甲板員は、船長の右腕に漁具の瀬縄が絡んだ状態であり、右手で瀬縄をつかんでおり、救助しようと、輪状にしたロープを船長に向けて投げたものの、船長がロープをつかむことができず、単独で船長を救助するのが困難であると思い、瀬縄を後部甲板右舷船尾端に設置されたガイドローラに係止し、付近で操業していた僚船に無線で本事故の発生を連絡した。

本船は、船長が、来援した僚船2隻の乗組員3人によって船内に引き揚げられ、13時25分ごろ本荘漁港に帰港した。

船長は、救急車で病院に搬送されたものの、死亡が確認され、溺水と検案された。

(付図1 事故発生場所概略図、写真1 本船 参照)

#### その他の事項

本船は、本事故当時、後部甲板から‘錨、錨索、瀬縄、旗及びボンデンを取り付けた竹竿’（以下「竹竿等」という。）の順に投入し、微速力で潮上から潮下に向けて移動しながら、たこ箱に取り付けられた枝縄が多数付いている幹縄を投入した後、もう片方の竹竿等を投入する作業を行っており、漁具の投入作業に要する時間は約5分であった。(図1参照)

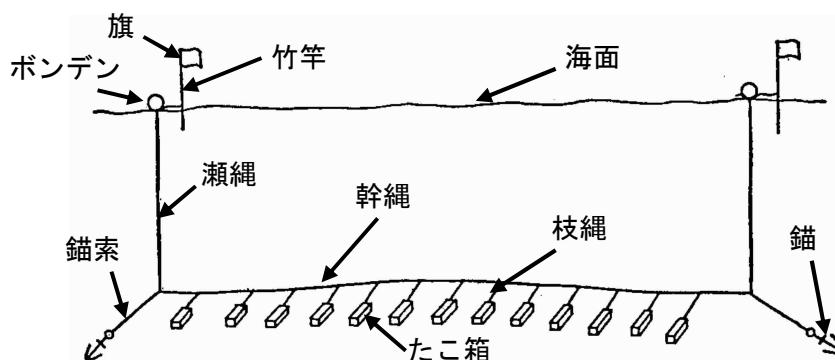


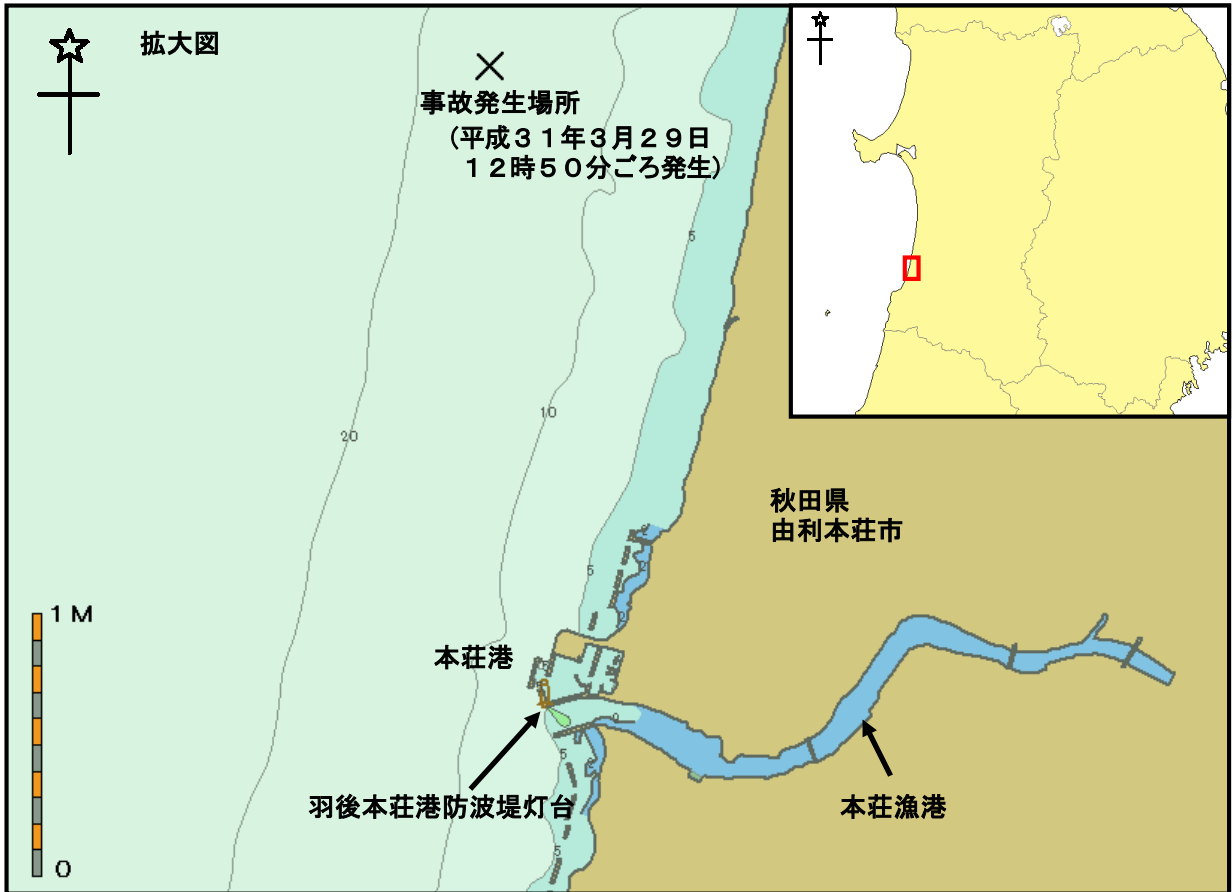
図1 たこ箱漁の漁具見取図

甲板員は、船長の右腕に瀬縄の下端部分（錨索及び幹縄と接続する部分）が何重にも絡んでいたため、最後に投入する錨及び錨索を投入した後、瀬縄が右腕に絡み、海中に引っ張られて落水したのではないかと本事故後に思った。

本船のたこ箱漁の漁具は、錨の重量が約11kgで、瀬縄は直径が

	<p>約8mm、長さが約60mであった。</p> <p>本船の後部甲板の最後部には、鋼製のパイプが両舷船縁上を横方向に設置されており、同甲板上から同パイプ頂部までの高さが約0.7mであった。</p> <p>(写真2 本船の後部甲板 参照)</p> <p>船長は、本事故当時、ジャンパー、ズボン及びゴム長靴を着用し、救命胴衣は着用していなかった。</p> <p>船長は、持病等がなく、本事故当日も体調不良などを訴えておらず、ふだんと変わらない様子であった。</p>
<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>あり</p> <p>なし</p> <p>船長の死因は、溺水であった。</p> <p>本船は、本荘港北方沖において、たこ箱漁の操業中、漁具の投入作業を行っていた船長が落水したものと推定される。</p> <p>船長は、右腕に瀬縄の下端部分が絡んでいたことから、最後に錨及び錨索を投入した後、瀬縄が右腕に絡んで海中に引っ張られ、落水して溺死したものと考えられるが、甲板員が船長の右腕に瀬縄が絡んだところを見ておらず、どのように瀬縄が右腕に絡んだのかを明らかにすることはできなかった。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、本船が、本荘港北方沖において、たこ箱漁の操業中、漁具の投入作業を行っていた船長が落水して溺水したことにより発生したものと推定される。</p>
<p><b>再発防止策</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 漁具を海中に投入する際は、繰り出される索具等に十分に注意して落水防止に努めること。</li> <li>・ 小型船舶の乗船者は、救命胴衣を適切に着用すること。</li> <li>・ 落水者の船上への引揚げを補助できる梯子等を船内に備えることが望ましい。</li> </ul>

付図1 事故発生場所概略図



一般財団法人日本水路協会発行の航海用電子参考図 (new pec) 使用

写真1 本船



写真2 本船の後部甲板



鋼製の  
パイプ

約0.7m